

橋本市地域防災計画改訂等業務仕様書

I 総則

1 適用

本仕様書は、橋本市（以下「発注者」という。）が実施する「橋本市地域防災計画改訂等業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 目的

現在の橋本市地域防災計画は、地震災害や風水害等を想定して策定したものであり、特に地震災害については、本市に影響のある南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震等の被害想定をもとに策定したものである。

この中でも中央構造線断層帯地震の被害想定は平成18年に和歌山県で実施された被害想定をもとに策定し、これ以降更新されていないため、実情を反映した計画となっていない。

このことから中央構造線断層帯地震の被害想定の実施し被害想定を反映させるとともに、法令改正や上位計画との整合を図りつつ、本市の現状に沿った橋本市地域防災計画の改訂、橋本市業務継続計画の改訂、橋本市受援計画の策定を目的とする。

3 準拠する法令等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）
- (6) 大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）
- (7) 防災基本計画（中央防災会議）
- (8) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）
- (9) 和歌山県地域防災計画
- (10) 和歌山県南海トラフ巨大地震津波被害想定
- (11) 橋本市地域防災計画
- (12) 橋本市業務継続計画

(13) 橋本市個人情報保護条例及び施行規則

(14) その他関係法令および通達等

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を発注者に提出し、発注者の承認後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者届及び経歴書
- (4) 照査技術者届及び経歴書
- (5) 業務工程表
- (6) その他、発注者が必要と認める書類

6 技術者の配置

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、防災事業及び空間情報に精通した実務経験豊かな管理技術者、照査技術者を配置するものとする。なお、各技術者は以下の条件を満たすものとする。

(1) 管理技術者

過去 5 年以内に地域防災計画策定又は改定の業務実績を有する者

(2) 照査技術者

過去 5 年以内に地域防災計画策定又は改定の業務実績を有する者

7 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

8 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行により知りえた情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしはならないものとする。また、本業務の完了後においても同様とする。

9 個人情報保護

本業務の遂行にあたって受託者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を

担保し業務を進めなければならない。

10 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、発注者の所有とし受注者は発注者の許可なく使用してはならないものとする。

11 検査

受注者は、業務完了後に発注者による検査を受けるものとする。本業務は、発注者の行う検査に合格することをもって完了するが、納品後、受注者の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。

12 貸与資料

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

13 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者、受注者が協議のうえ、本業務を遂行するものとする。

II 共通・支援調整

1 計画準備

受注者は、本業務の内容について作業方法や工程計画を詳細に検討し、業務実施計画書を作成するとともに、その実施計画について発注者との合意を形成するものとする。

2 資料収集・整理

近年の大規模災害に係る教訓、災害対応の教訓等の情報を収集整理する。また、国や県における防災に関する上位関連計画等との整合を図り、発注者における防災に関する既往関連計画や各種データについて収集し、把握するものとする。

3 業務報告書作成

本業務にて作成した資料を整理し、検討経緯がわかるよう、本作業の内容を業務報告書として取りまとめるものとする。

4 打合せ協議

打合せ協議は、原則として年 3 回程度行うものとするが、業務の進捗状況に合わせて適宜調整するものとする。また、本業務の円滑な進捗を図るため、受注者は必要に応じて、メール等により発注者と密接に連携しつつ、本業務を遂行するものとする。

受注者は、打合せ後は、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

5 庁内照会・説明会の運営支援

計画の策定に際して庁内照会及び説明会用資料の作成支援を行うものとする。

6 防災会議の支援

防災会議の開催に伴い、会議資料作成を行うとともにオブザーバーとしての出席、議事録作成の運営支援を行うこと。なお防災会議については令和 6 年度から令和 7 年度の間に 3 回程度を予定している。

7 パブリックコメントの実施支援

地域防災計画の改訂に係るパブリックコメントの実施を支援し、意見に対する回答案の作成を行う。また、パブリックコメントの結果を整理し、対応方針を検討する。

Ⅲ 令和 6 年度業務

1 地震被害想定調査の実施

国や和歌山県の地震被害想定、断層調査の手法や結果等を踏まえて、本市に最も影響を及ぼすことが危惧される地震被害想定を実施する。想定する地震は、中央構造線断層帯で発生する地震とし、地震被害想定の実施に際しては、約 250m 四方のメッシュごとに震度等の分布、本市内の建物・人口等の分布を把握したうえで、適切な解析を実施する。

2 調査報告書等の作成

実施した地震被害想定の内容（想定条件、調査方法、結果、出典資料）を報告書等としてとりまとめる。

3 課題等の抽出・整理

収集した資料、地震被害想定調査の結果に基づき、本市の防災体制上の問題点や地域における防災上の課題等を抽出・整理し、地域防災計画の改訂に資する資料をとりまとめる。

4 地域防災計画改訂方針の検討

抽出・整理した資料を基に現行の橋本市地域防災計画の記載事項を検証し、問題点を抽出、修正方針について説明を行う。

5 地域防災計画（素案）の作成

地域防災計画本編の改訂素案を作成する。作成に当たり地震被害想定結果、既存地域防災計画以降の法律等の改正、災害対応の各種ガイドライン、和歌山県地域防災計画（最新版）等を踏まえて現行計画の問題点を抽出・整理し、重点的に見直すべき事項を把握するとともに、次の事項に留意して計画の全体構成及び改訂方針等を検討するものとする。

- (1) 橋本市地域防災計画（平成 28 年度）の時点修正
- (2) 平成 28 年度以降に新たに制定・改廃された法令、上位計画等との整合

IV 令和 7 年度業務

1 地域防災計画本編（案）の改訂

令和 6 年度業務として作成した地域防災計画素案について、庁内からの意見の集約、協議調整により地域防災計画改訂（案）に反映させるものとする。

2 地域防災計画資料編（案）の作成

地域防災計画資料編を更新するための情報を収集・整理し、発注者と協議調整を行い作成する。

3 地域防災計画改訂概要の作成

地域防災計画本編の改訂に際し、パブリックコメントや防災会議等で活用できるよう、「改訂内容に関する概要（改訂の概要）」を作成すること。

4 業務継続計画見直し方針及び想定災害の検討

地域防災計画や橋本市地区別ハザードマップ、地震被害想定等をもとに、業務継続計画の前提とする大規模災害及び被害想定等を設定する。なお、非常時優先業務及び業務継続のための資源・環境状況の見直しについては以下のとおりとする。

- (1) 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間の時間区分の設定にあたっては、発注者にとって最適な時間区分を検討するものとする。
- (2) 災害応急対策業務に係る内容については、地域防災計画に掲げる災害対策本部体制における各班の活動内容により、大規模災害発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定するものとする。
- (3) 継続通常業務に係る内容については、平常時の各部署の分掌事務により、特に継続実施が不可欠（1 ヶ月程度の休止、延期が可能）な業務を選定するものとする。
- (4) 主要な防災拠点において、非常時優先業務の必要資源（職員、庁舎、電力等）が、災害時にどの程度利用可能か確保状況を整理するとともに、対策について検討するものとする。

5 職員参集状況の把握

執務時間外に災害が発生した場合の職員参集数を推計する。推計にあたっては、参集が想定される防災拠点施設毎（役場及び代替施設、その他災害参集先施設など）に行うものとし、地理情報なども活用した最適な推計方法を提案するものとする。

6 業務継続計画（本編）の作成

前項までの結果を踏まえ、業務継続計画（改訂素案）を作成し、庁内照会による各種意見の反映等を行い業務継続計画（本編）の最終版を作成するものとする。

7 業務継続計画（資料編）の作成

前項までの結果を踏まえ、業務継続計画（本編）に関連する各種検討資料等を取りまとめた資料編を作成するものとする。

8 受援計画基本方針の検討

収集・整理した受援に関する上位関連計画における方向性等との整合を図りつつ、早期の応援要請や組織体制、役割分担等の基本的な考え方について、受援の基本方針として検討を行うものとする。なお人的受入、物的受入、災害ボランティア受入の検討については下記のとおりとする。

（1）人的受入れに関する検討

大規模災害発生時には、人命救助や被災者支援、施設の復旧等で、通常業務とは異なる業務が大量に発生するため、人的支援の受入に関して、要請事項の明確化、多様な応援形態への対応、受援側と応援側の役割分担等について検討を行うものとする。

（2）物的支援受入に関する検討

物的支援の受入に関しては、物資集積・配送拠点、運営方法、輸送手段等について検討を行うものとする。また、義援物資の取り扱いの考え方を整理するものとする。

（3）災害ボランティア受入に関する検討

災害ボランティア受入に関しては、社会福祉協議会等、災害ボランティアセンターの立ち上げを連携して行う団体との調整が必要であるため、既往計画・マニュアル等で規定されている内容を基本として検討を行うものとする。検討にあたっては、以下の項目を整理するものとする。

（ア）災害ボランティアセンターの設置（手順、設置場所）

（イ）災害ボランティアセンターへの支援内容

（ウ）災害ボランティアセンターの業務内容と各団体の役割分担

（エ）広報の方法

9 受援対象業務の抽出

受援対象業務の抽出にあたっては、国及び県の手引きや橋本市業務継続計画及び地域防災計画より、特に応援を必要とする業務を抽出するものとする。

10 業務基本情報チェックシート・チェックリスト案の作成

抽出された受援対象業務を対象に、業務基本情報シート及び業務のチェックリスト案の作成を行うものとする。

11 受援計画（案）の作成

前項までの検討内容を受けて、橋本市受援計画（案）を作成するものとする。

作成した受援計画（案）については、本市の主な部署にて、内容の確認・修正等を行い、受注者はそれらの内容を必要に応じて反映し、受援計画（案）の最終版を作成するものとする。

12 概要版の作成

受援計画（案）について、計画内容を抜粋した概要版を作成するものとする。作成にあたっては、A4版で数枚程度を基本とするものとする。

V 成果品

本業務の成果品および納入期日は次のとおりとする。

令和6年度

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 地震被害想定結果データ（Shape形式、KML形式等） | 1式 |
| (2) 橋本市地域防災計画（本編）素案（A4版、白黒コピー） | 1式 |

令和7年度

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 地域防災計画（本編、資料編）（A4版、簡易製本） | 100部 |
| (2) 地域防災計画改訂の概要（A4版、簡易製本、カラー含む） | 100部 |
| (3) 業務継続計画（本編、資料編）（A4版、簡易製本） | 50部 |
| (4) 受援計画（A4版、簡易製本） | 50部 |
| (5) 受援計画の概要（A4版、数枚程度、カラー含む） | 50部 |
| (6) 業務報告書（A4版、簡易製本、カラー含む） | 各1部 |
| (7) 電子データ（Word形式及びPDF形式：CD-R） | 各1部 |
| (9) その他関連資料 | 1式 |

納入期限

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 令和6年度分 | 令和7年3月21日（金）まで |
| (2) 令和7年度分 | 令和8年3月20日（金）まで |